

とび・土工工事業

免税の要件

【事業に関する要件】

- 建設業法第3条の規定による「とび・土工工事業」の許可を受けていること。
- 専ら「とび・土工・コンクリート工事」（建設工事の中で土台部分を中心とした土砂等の掘削、運搬等基礎的・準備的工事に限る）を行う者であること。
→ 建設業以外の事業を含めた全売上のうち「とび・土工工事業」の売上げが占める割合や施工実績等から総合的に判定します。

【機械の用途等に関する要件】

- 「とび・土工・コンクリート工事」の工事現場において使用される建設機械であること。
- 専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用される建設機械（杭打機、杭抜機、ブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クローラートリル、アースドリル、クレーン等。なお、解体のために使用する建設機械はこれに含まれない。）であること。
- カタピラを有し、かつ道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない（いわゆるナンバープレートをつけていない）建設機械の動力源に使用される軽油であること。

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

（最長でも令和9年3月31日まで）

| | |
|----|---|
| ※① | 免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式） |
| ※② | 誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員の住所・氏名一覧表」も提出 |
| ※③ | 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書 |
| ④ | 本人確認書類 <u>個人の場合</u> → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 <u>法人の場合</u> → 法人名の記載された社員証等 |
| ⑤ | 機械の写真（前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの、アワーメーター等の数値のわかるもの） |
| ⑥ | 機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できるもの（写） (カタログ・スペック表・発注書など) |
| ⑦ | 機械の使用権確認書類 <u>自己所有の場合</u> → 償却資産台帳(写)、償却資産申告書(写)、売買契約書(写)など <u>自己所有でない場合</u> → リース契約書(写) |
| ⑧ | 機械の所在地が確認できる書類（写）(略図・地図など) |
| ⑨ | 建設業の許可書（写）(建設業の種類に「とび・土工工事業」と記載があること。) 注) 参考資料として「建設業許可申請書又は変更届出書」（写）（受付印のあるもの）をご提出いただく場合もあります。 |
| ⑩ | 直前 3 年の各営業年度における工事施工金額（写）(都市整備局に提出したもの。) |
| ⑪ | 直前 3 年の工事経歴書（写）(都市整備局に提出したもの。) |
| ⑫ | 直前 3 年の損益計算書（写）(都市整備局に提出したもの。) |

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

（裏面もご確認ください。）

【免税証の交付】…有効期間は1年を超えない範囲で設定。

| | |
|----|---|
| ※⑬ | 免税証交付申請書（第16号の21様式） |
| ⑭ | 交付を受けた「免税軽油使用者証」 |
| ※⑮ | 免税証所要数量算出計算書 |
| ⑯ | <p>工事予定表及び機械の使用予定表</p> <p>工事現場名・工事現場住所（番地まで表示）・免税機械番号及び機械名・工事予定期間等をご記入のうえ、ご提出ください。「免税証交付申請期間」と同期間の予定の記載が必要となります。</p> <p>様式は任意になりますので、ご不明な点は所管の都税事務所・支庁にご相談ください。</p> |

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式）。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）を記入のうえ、ご提出ください。

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第16号の30様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し